Ⅱ. 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定方法 (案)

- 指定居宅介護支援に要する費用の額は、別表指定居宅介護支援介護給付 費点数表により算定するものとする。
- 指定居宅支援に要する費用の額は、別に厚生大臣が定める一点の単価に 別表に定める点数を乗じて算定するものとする。

別表

指定居宅介護支援介護給付費点数表(案)

※ この点数表案は、現時点で考えられる指定居宅介護支援に要する費用の額 の算定方法の骨格であり、今後、費用の分析等によって、加算等の考え方に ついて変更があり得るものである。

居宅介護支援費(1月当たり)

要支援 000点 要介護1、要介護2 000点 要介護3、要介護4、要介護5 000点

- 注1 居宅介護支援費は、月末において当該月の居宅サービス計画に位置付け られているサービスに係る情報を記載した文書を市町村(審査支払事務を 国民健康保険団体連合会に委託している場合は、当該国民健康保険団体連 合会)に提出する居宅介護支援事業者について、所定点数を算定する。
 - <u>別に厚</u>生大臣が定める地域に所在する指定居宅介護支援事業所から介護 支援専門員が利用者の居宅に赴き、指定居宅介護支援を行った場合は、特 別地域居宅介護支援加算として、所定点数の100分の○○に相当する点数を 加算する。

- 【厚生大臣の定める地域】 一 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域 二 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一 条に規定する奄美群島 三 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項の規定により

規定する辺地、過疎地域活性化特別措置法(平成二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域その他の地域のうち、人口密度が稀薄であること、交通が不便であること等の理由により、法第四十一条第一項第二号に規定する指定居宅サービス及び法第四十二条第一項第二号に規定する指定居宅介護支援及び法第四十七条第一項第二号に規定する基準該当居宅介護支援の確保が著しく困難であると認められる地域であって、厚生大臣が別に定めるもの

Ⅲ. 指定施設サービス等に要する費用の額の算定方法(案)

- 指定施設サービス等に要する費用の額は、次のイ及び口に掲げる費用の額の合計額とする。
 - イ 別表第一指定施設サービス等介護給付費点数表により算定される費用 の額
 - ロ 別表第二食事の提供に要する費用の額の算定表により算定される費用 の額
- 二 前号イに掲げる費用の額は、別に厚生大臣が定める一点の単価に別表第 一に定める点数を乗じて算定するものとする。

別表第一

指定施設サービス等介護給付費点数表(案)

※ この点数表案は、現時点で考えられる指定施設サービス等に要する費用 (食事の提供に係る費用を除く)の額の算定方法の骨格であり、今後、施設 サービスの費用の分析等によって、加算等の考え方について変更があり得る ものである。

1 介護福祉施設サービス

- イ 介護福祉施設サービス費(1日につき)
- (1)介護福祉施設サービス費

(-)	介護福祉施設サービス費	()	(※介護	・看護職員の配置 3	: 1)
				要介護 1	
				要介護 2	○○○点
				要介護 3	○○○点
				要介護 4	○○○点
				要介護 5	○○○点
$(\underline{-})$	介護福祉施設サービス費	()	(※介護	・看護職員の配置 3	. 5:1)
				要介護 1	
				要介護 2	○○○点
				要介護 3	○○○点
				要介護 4	○○○点
				要介護 5	
(三)	介護福祉施設サービス費	()	(※介護	・看護職員の配置4	. 1:1)
				要介護 1	○○○点
				要介護 2	○○○点
				要介護 3	000点

		安介護 4 要介護 5	点〇〇〇点
		交 / 1 支 /	
(2) 小規模介護福祉施設サービス費			
(一)小規模介護福祉施設サービス費	(1)(※介	護・看護職員の酉	2置3:1)
		要介護 1	
		要介護 2	000点
		要介護 3 要介護 4	○○○点 ○○○点
		要介護 5	
(二) 小規模介護福祉施設サービス費	(Ⅱ) (※介	護・看護職員配置	0 0 0 ,
		要介護 1	
		要介護 2	000点
		要介護 3 要介護 4 ·	〇〇〇点 〇〇〇点
		要介護 5	
(三)小規模介護福祉施設サービス費	(川) (※介	護・看護職員配置	
		要介護 1	000点
		要介護 2 要介護 3	点〇〇〇点
		要介護 4	
		要介護 5	点〇〇〇
ロ 旧措置介護福祉施設サービス費			
(1)旧措置介護福祉施設サービス費			
(一)旧措置介護福祉施設サービス費	() (※介	護・看護職員の西	2置3:1)
, ,		・要介護 1	
	要介護2・劉		000点
(二)旧措置介護福祉施設サービス費	要介護4・男		点(1.1)
	(Ⅱ/(※介) 要支援者等:		[3.5:1)
	要介護2・男		000点
	要介護4・3		点〇〇〇点
(三)旧措置介護福祉施設サービス費			
	要支援者等。 要介護2・嬰		○○○点 ○○○点
	安川磯(・) 要介護4・男		
			J J J

(2) 小規模旧措置介護福祉施設サービス費

(一) 小規模旧措置介護福祉施設サービス費(I)

(※介護・看護職員の配置3:1の小規模) 要支援者等・要介護1 要介護2・要介護3 要介護4・要介護5 (二)小規模旧措置介護福祉施設サービス費(II)	○○○点 ○○○点 ○○○点
(※介護・看護職員配置3.5:1の小規模) 要支援者等・要介護1 要介護2・要介護3 要介護4・要介護5 (三)小規模旧措置介護福祉施設サービス費(II) (※介護・看護職員配置4.1:1の小規模) 要支援者等・要介護1	〇〇〇点 〇〇〇点 〇〇〇点
要介護 2 ・要介護 3 要介護 4 ・要介護 5 注1 イは、別に厚生大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に が定める夜勤を行う介護職員等の勤務条件に関する基準を満れ	
が定める役割を11万川護職員等の割傷来件に関する数字を個別して、都道府県知事に届け出た介護老人福祉施設において、当係る介護老人福祉施設に入所している入所者(介護保険法施行9年法律第124号)第13条第1項に規定する旧措置入所者「旧措置入所者」という。)である場合を除く。)について、者の要介護度に応じて、当該施設基準に掲げる区分に従いそれ点数を算定する。ただし、別に厚生大臣が定める夜勤を行うがの勤務条件に関する基準を満たさない施設については、所定がの○○に相当する点数を算定する。	当該届出に 可法(以下 当(以該入所 当で、 でで、 でで、 でで、 でで、 でで、 でで、 でで、
(別介入の表達を定める施設を関するに、1 1 2 2 3 (1 1 1 2 2 2 2 3) の 基準・	以集以集以集以集以集以集以中下中下中下

2 口は、別に厚生大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生大臣 が定める夜勤を行う介護職員等の勤務条件に関する基準を満たすものと して、都道府県知事に届け出た介護老人福祉施設において、当該届出に 係る介護老人福祉施設に入所している入所者(旧措置入所者である場合 に限る。)について、当該入所者の要介護度に応じて、当該施設基準に 掲げる区分に従いそれぞれ所定点数を算定する。ただし、別に厚生大臣 が定める夜勤を行う介護職員等の勤務条件に関する基準を満たさない施 設については、所定点数の100分の○○に相当する点数を算定する。

(別に定める施設基準のイメージ) ①旧措置介護福祉施設サービス費(I)の基準

配置を基本に基準を定める。

- 3 機能訓練指導員として理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職 員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師を、常勤専従で1以上配置 し、かつ、利用者数が100人を超える場合には、常勤換算方法で利用 者の数を100で除した数以上配置している場合においては、1日につ き○○点を所定点数に加算する。
- 4 医師を常勤専従で1以上配置し、かつ、利用者数が100人を超える 場合には、常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置して いる場合においては、1日につき○○点を所定点数に加算する。
- 5 痴呆の症状の呈する入所者が3分の1以上を占める介護老人福祉施設 において、精神科の診療を行っている医師による定期的な療養指導が、 月に2回以上行われている場合においては、1日につき○○点を所定点 数に加算する。
- 6 介護老人福祉施設の入所者が、医療機関に連続して○日以内の入院を

要した場合及び家庭における外泊を認められた場合に、1月に〇日を限度として所定点数に換えて算定する。ただし、外泊等の初日と最終日には算定できない。

ハ 初期加算

○○○ 点

注 入所した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、 1日につき所定点数を加算する。また、30日を超える入院後に指定介護 福祉施設に再び入所した場合も同様とする。

二 退所時相談援助費

- (1) 訪問して行った場合
- (2) (1) 以外の場合

000	点
000	点

注1 (1)については、入所期間が1月を超えると見込まれる者の退所に 先だって、介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員又 は医師のいずれかの職種の者が、当該入所者が退所後生活する家庭を訪 問し、当該入所者及びその家族等に対して、退所後の介護サービス等に ついて相談援助を行った場合又は当該入所者の退所後30日以内に当該 患者の家庭等を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して必要な相談 援助を行った場合に、当該者の入所早期及び退所の前後において各1回 に限り算定する。

また、当該入所者が家庭でなく、他の社会福祉施設等(医療機関及び他の介護保険施設を除く。)において生活を継続する場合においても、 当該入所者の同意を得て、入所する社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、 情報提供等を行った場合には同様に算定する。

2 (2)については、入所期間が1月を超えるが退所し、家庭において 介護サービスを継続する場合において、当該入所者の退所時に、当該入 所者及びその家族等に対して、退所後の介護サービス等について相談援助を行い、当該入所者の同意を得て退所の日から2週間以内に、当該入 所者の居住地を管轄する市町村(特別区を含む。)、老人介護支援センター及び入所者の希望する居宅介護支援事業者等がいる場合にはその者に対して、介護状況を示す文書を添えて、当該入所者に係る居宅サービスに必要な情報を提供した場合に、退所者1人につき1回に限り算定する。

また、当該入所者が家庭でなく、他の社会福祉施設等(医療機関及び他の介護保険施設を除く。)において生活を継続する場合においても、 当該入所者の同意を得て、入所する社会福祉施設等と同様の内容を行った場合には同様に算定する。

2 介護保健施設サービス

- イ 介護保健施設サービス費(1日につき)
 - (1)介護保健施設サービス費(1)(※看護・介護職員 3:1)

要介護 1 要介護 2 要介護3 要介護 4

要介護 5

(2)介護保健施設サービス費(Ⅱ)(※看護・介護職員 3.6:1)

要介護 1 要介護 2 要介護3 要介護 4 要介護 5

別に厚生大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知 事に届け出た介護老人保健施設において、当該届出に係る介護老人保健 施設に入所している入所者について、当該入所者の要介護度に応じて、 当該基準に掲げる区分に従いそれぞれ所定点数を算定する。

(別に定める施設基準のイメージ)

介護保健施設サービス費(1)

看護・介護職員の配置が3:1 以上であること

「有護保保施設サービス費(Ⅱ) 「有護・介護職員の配置が3.6:1以上であること。 ※その他、勤務体制等については、現行を踏まえ基準を定める。

- 2 常勤の理学療法士又は作業療法士を1人以上配置し、介護老人保健施設 基準第2条第1項第5号の基準を満たす介護老人保健施設であって、理学 療法士、作業療法士又は言語聴覚士を、常勤換算方法で入所者を50で除 した数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健 施設にあっては、1日につき○○○点を加算する。
- 3 別に厚生大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事 に届け出た介護老人保健施設において、特に問題行動の著しい痴呆性老人 に対して介護保健施設サービスを行った場合に、1月につき○○○点を所 定点数に加算する。

(別に厚生大臣が定める施設基準のイメージ)

問題行動の著しい痴呆性老人と他の入所者とを区別して処遇するも のであること

問題行動の著しい痴呆性老人について、他の入所者と区別した処遇を行うために以下の基準に適合する施設及び設備を有していることイ 痴呆専門棟は、独立した別棟の建物あるいは建物を階数等により区分して、対象者の処遇に必要な施設及び設備を設置したものとし対象者の標準を40床とすること。

- 痴呆専門棟に次の施設を有していること

-般的な病状の変化への対応や、問題行動による他の入所者との トラブル防止のため定員の1割以上の個室を設けること。

- (2) デイ・ルーム 療養室以外の生活の場として設けるものとし、対象者1人当たり
- 2 m以上とすること。 (3) 家族介護教室 老人の自立、家庭への復帰を目指す家族に対する介護知識、技術の付与のために必要な施設を備えるものとし、30 m以上の広さを等
- 4 介護老人保健施設の利用者に対して家庭における外泊を認めた場合に1 月に6日を限度として所定点数に換えて○○○点を算定する。ただし、外 泊初日と最終日には算定できない。
- 口 初期加算 000 点
 - 注 入所した日から起算して30日以内の期間においては、1日につき所定 点数を算定する。
- ハ 退所時指導等加算
 - (1)退所時指導加算
 - (一) 訪問して指導を行った場合
 - (二) (一) 以外の場合
 - (2) 老人訪問看護指示加算

- 000点 000 点
- 点 000
- (1)の(一)については、入所期間が1月を超えると見込まれる者 の退所に先立って当該者の家庭を訪問し、当該者及びその家族等に対し て退所後の療養上の指導を行った場合又は当該患者の退所後30日以内 に当該者の家庭を訪問し、当該者及びその家族等に対して療養上の指導 を行った場合に、当該者の入所早期及び退所の前後において各1回に限 り算定する。
 - (1)の(二)については、入所期間が1月を超える者が退所し、家 庭において療養を継続する場合において、当該者の退所時に、当該者及 びその家族に対して退所後の療養上の指導を行った場合(当該者の退所 後の主治の医師が明らかである場合においては、当該医師に対して、当 該者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて当該者の紹介を行った 場合に限り、当該者の希望する居宅介護支援事業者等がいる場合には、 その者に対して、当該者の同意を得て、退所の日から2週間以内に診療 状況を示す文書を添えて当該者に係る居宅サービスに必要な情報を提供 した場合に限る。)において、退所する者1人につき1回に限り算定す る。
 - 3 (2)については、入所者の退所時に、介護老人保健施設の医師が、 診療に基づき、指定訪問看護事業者(居宅サービス基準第60条第1項